

認定訪問療法士 更新に関する Q&A

申請期間について

Q：更新の申請期間が、認定期間の満期の1年も前なのはなぜですか？

A：更新の申請を受け付ける事務作業を円滑に行うためです。ご協力をお願いいたします。

Q：更新をすると次の認定期間も5年間ですか？

A：現在の認定期間に続けて5年間が認定期間となります。

Q：現在産休中なのですが、更新の申請を先延ばしできますか？

A：正当な理由（事故や病気での休職、産休や育児休業など）があれば、最大で2年間の期間延長が行えます。

※認定訪問療法士の認定有効期間の申請に関する規定第2条

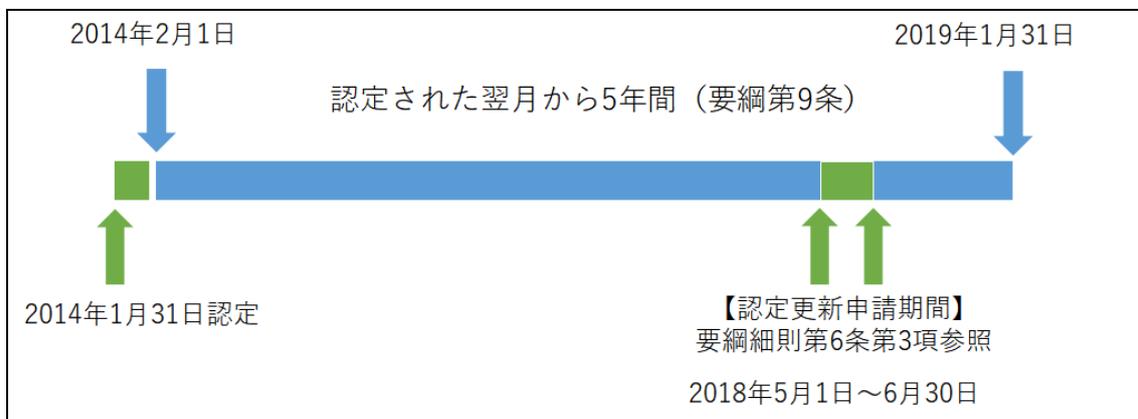
Q：認定期間の延長を申請しましたが、新たな更新申請期間に出産となりそうです。出産して育児休暇を取る前に更新手続きをしたいのですが、期間の変更はできますか？

A：期間の延長を申請し受理された後でも、期間の短縮などの変更を行うことができます。

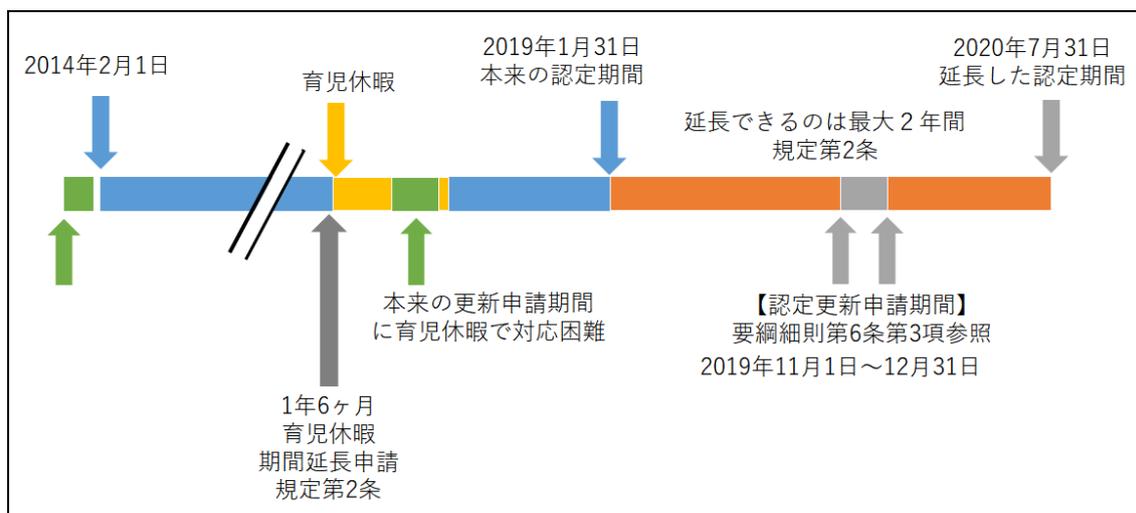
※認定訪問療法士の認定有効期間の申請に関する規定第2条及び第4条

参考

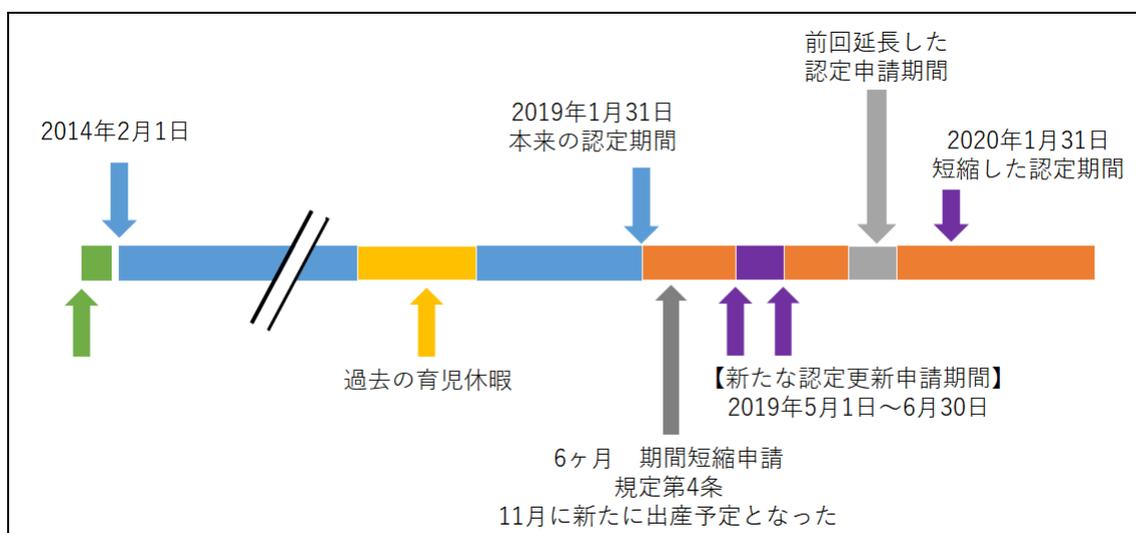
① 通常の認定期間の例



- ② 期間延長の例；通常の更新申請期間中に育児休暇を取得することになった。
復帰後の余裕も見て1年6か月の延長を申請。



- ③ 期間変更の例；延長の申請が受理されたが新たな更新申請期間に出産の可能性が出た。
更新申請のタイミングをみて出産前に手続きできるよう期間を短縮



※短縮する場合、更新申請期間も移動しますので十分計画して申請してください。

活動報告書について

Q：新たに「活動報告書」の形式ができたのはなぜですか？今後、この報告書の内容を認定訪問療法士の間で活かしていこうという働きでしょうか？

A：日本訪問リハビリテーション協会（以下本協会）が認定する訪問療法士とは、訪問リハを実践できることのみならず、地域活動や研究活動といった関連した活動を通して活躍できる訪問療法士であり、その活動を報告していただく書式が「活動報告書」になります。

有意義な形で「活動報告書」を公表することで他の訪問療法士が参考として、社会に貢献する取り組みにつながることを期待しています。

Q：今まで調査・研究発表も事例報告に含んでいたと思いますが、今後は研究発表も活動報告書を作成するということになりますか？

A：「事例報告書」は訪問リハの実践事例のみ記載することができます。査読規定のある学会誌と本協会機関誌における筆頭筆者によるリハ領域の原著論文はポイント申請が可能です。また、ポイント申請した内容であっても、特に現場で実施した取り組みについて活動報告書にまとめていただくことは差し支えありません。

Q：認定期間中に、職場の異動や自身の転職などによって、訪問リハ業務から離れてしまった場合、事例報告や活動報告の内容は、訪問リハ領域から外れてしまう可能性があると思うのですが、その場合はどのような内容であれば認められますか？

A：「事例報告書」は訪問リハの実践事例のみ記載することができます。「活動報告書」は訪問リハの実践のみならず、**管理・運営、教育など訪問リハに関わる幅広い内容**を記載することが可能です。（2017/10/31 追記）

Q：活動報告書の中で一定の基準を満たせば、一般公開をする可能性があるとのことですが、一定の基準とはどのような基準ですか？

A：本協会によって有用性・新規性があると判断された報告書について、会員の見本となる「活動報告書」を公表していく予定です。

Q：協会主催・共催・後援する学術大会・研修会とは、具体的にどのようなものがありますか？

A：2016年度の実績は、次のとおりです。

本協会が主催する学術大会：「第8回日本訪問リハビリテーション協会学術大会 in 東京」
本協会が主催するリハケア合同研究大会：「リハビリテーション・ケア合同研究大会茨城 2016」

~~本協会が後援する研修会は、ありません。~~

各年度により、後援する研修会および学術大会等が異なります。別紙にて公開予定です。

Q：事例報告書有り、活動報告書有り、更新ポイント 30 ポイント以上有り、という状況の場合には、どれを優先して提出した方がいいのでしょうか？

A：優先順位はありません。

Q：訪問リハビリテーション協会や都道府県士会、研究会などにおける運営等に携わっていますが、ポイントになりますか？

A：運営に携わるなかで、研修会における講師や座長は通常の講師・座長のポイント対象となりますので、証明できるものを提出してください。一方、講師や座長以外の運営に携わっている場合には、活動報告として認められることがありますので、ポイントとしての申請ではなく活動報告書を提出してください。(2017/10/31 追記)

更新ポイントについて

2016年2月14日には、更新制度が改正され事例報告書に加え、活動報告書とポイントがその要件に追加されました。ただし、ポイントでの更新は事例報告書または活動報告書との組み合わせが必要となります。

更新方法の詳細は以下の通りです。

- (1) 認定訪問療法士申請書（様式 3）
- (2) 本協会主催の学術大会への演題発表抄録の写しを 1 部
- (3) 以下の組み合わせのいずれかを選択し該当する報告書を 1 組
 - 1：事例報告書 2 事例
 - 2：事例報告書 1 事例と活動報告書 1 例
 - 3：事例報告書 1 事例と認定訪問療法士更新ポイント報告書 30 ポイント以上
 - 4：活動報告書 1 例と認定訪問療法士更新ポイント報告書 30 ポイント以上

Q：「ポイント制」になったのはどうしてですか？

A：管理運営や論文の執筆、地域や教育機関での取り組みなど認定訪問療法士に求められる活動は多様化しています。このような社会からの要請に答え、会員の多様なキャリアデザインを可能にするため制度を見直しました。更新にあたっては、上記の「(3) 1 事例報告書 2 事例」、もしくは「(3) 2 事例報告書 1 事例と活動報告書 1 事例」をもって更新の申請をされる場合には、ポイントを提出する必要はありません。(2017/10/31 追記)

Q：認定期間内の研修会に参加する予定ですが、更新申請期間のほうが早く来ます。

研修会に参加する前ですが、あらかじめポイントは認められますか？

A：見込みでの申請はできません。更新申請までに修了された研修会がポイントの対象になります。(2016/8/18 修正)

Q：職場内の異動により、回復期リハ病棟に従事しています。演題発表は回復期に関する内容でも認められますか？

A：認定訪問療法士の知見をもって他の分野で活躍することも重要な役割だと考えています。リハビリテーション（以下リハ）領域であれば、分野は問いません。本協会が主催、共催、後援する学会での発表であればポイントとして認めます。

Q：現時点で、すでに対象となる研修会などに参加済みなのですが、証明できるものを保管していませんでした。この場合は、認められないのでしょうか？

A：認められません。証明する書類には、①領収書の写し、②参加証の写し、③講義内容を書き留めた抄録集やノートの写し、④職場に提出した復命書の写しなどがあります。

Q：研修会の講師は、協会主催の有無は問わないということですが、所属する事業所や病院、施設が主催の研修会などは対象になりますか？また研修会の内容は、訪問リハ領域でないと認められないのでしょうか？

A：全国リハ医療関連団体協議会が主催する研修会などが対象です。研修会の内容は訪問リハに限りません。

※「全国リハ医療関連団体協議会」とは全国リハビリテーション医療関連団体協議会の略称で、日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会、日本リハビリテーション病院・施設協会の5団体に加え、回復期リハビリテーション病棟協会、全国デイ・ケア協会、日本訪問リハビリテーション協会、日本リハビリテーション看護学会、国際リハビリテーション看護研究会で構成されている(2015年現在)。この加盟団体の主催する学術大会での実績がポイントの対象となる。(「更新要件とポイント」参照)(2017/10/31 追記)

Q：研修時間について、1日5時間で1ポイントということですが、1日+半日(4時間程度)の研修では半日分は認められないということでしょうか？

A：半日(5時間未満)での研修では認められません。1日の研修でポイントを認めており5時間以上が有効となります。

Q：ポイントは、どこまでさかのぼって申請が可能ですか？

A:制度が承認された 2016 年 2 月 14 日以降の実績から申請が可能です。学術大会の査読は、学術大会の開催最終日を基準としてお考えください。また、認定審査の査読については、査読締め切り日が基準日となります。

以後、認定日から更新申請までの期間で生じた実績が有効となりますので、証明書の保存など準備をお願いします。

Q: 認定のポイント申請について、東京学会の査読を 2 事例行いましたが、それを証明するにはどの書類を使用したらよいですか？

A: 該当となる書類としましては、対象者が特定できる情報（演題番号、タイトル、コメント）を伏せた査読審査票の写しが該当します。ただし、東京大会の査読に関しては、更新申請時に申告いただくことで大会事務局への照会が可能のため、証明書類は不要です。

Q: 本協会主催の学術大会への演題発表には、モーニング（もしくはランチ）セミナーの講師なども含まれますか？

A: 演題発表は一般演題（ポスター、口述の種別は問わない）を指します。本ケースは学術大会・研修会の講師もしくはシンポジストに該当します。（2017/10/31 追記）

Q: ポイントに申請する演題発表は、「(2) 本協会主催の学術大会への演題発表」と重複可能ですか？

A: **ポイント申請としての重複は不可です。**尚、「(2) 本協会主催の学術大会への演題発表」は認定期間全てが該当するのに対し、本協会主催の学術大会への演題発表をはじめとする**ポイントは 2016 年 2 月 14 日以降の認定期間内であることに留意してください。**

Q: ポイントに申請する講師・シンポジスト・座長・全国リハ関連団体が主催（共催）する学術大会への参加は、同じ年に複数回実施した場合は全て認められますか？

A: 1 年度につき 1 回のみをポイントとして認めます。そのため、ポイント申請として同年度に複数回の申請があった場合は、講師・シンポジスト・座長・全国リハ関連団体が主催（共催）する学術大会への参加は、各 1 回のみ認められます。

Q: 更新ポイントの事前確認は、どうして行っているのですか？

A: 認定更新の提出時にポイントが足りない事態を予防するためです。

Q: 更新ポイントの事前確認での注意点を教えてください。

A: 事前確認時にも見受けられましたが、期間（**ポイントは 2016 年 2 月 14 日以降の認定期間内であること**）外の申請はポイントとして認められません。また、更新ポイントと学術

大会の演題発表抄録の写しの重複は認められません。そのため、更新ポイントで申請する際には、ご注意ください。

Q：更新ポイントが不足した場合には、認定訪問療法士の資格は無効になりますか？

A：そのとおりです。再度認定を受けるためには「認定基礎研修会」から受講する必要があります。そのため、更新ポイントで不安がある際は、他の方法での更新申請を選択して下さい。

●ポイント制の利点

従来、認定訪問療法士の更新には、申請書とともに学会発表（認定期間内）の実績と2事例の提出が要件でした。しかし、認定訪問療法士の活動の場が広がり管理や教育、地域活動など事例をもたない認定訪問療法士が増えてきました。この背景には、認定訪問療法士がより地域や組織に貢献していることでもありこの点を評価できるよう議論を重ねてまいりました。そこで、この度の改定では従来の更新方法に加え、活動報告書とポイントに関する要件を盛り込むことにしました。中でもポイントによる更新について質問が多かったので、以下に考え方を示します。

1. ポイントの有効期間と開始時期

- ① ポイントを活用した更新申請（2016年2月14日以降の認定期間内であることに注意してください）には、ポイントと事例報告書、またはポイントと活動報告書での選択が可能です。
- ② ポイントについて実績を明記した表紙（書式は自由）に証明する書類を添付して提出してください。
- ③ ポイント換算できる実績の有効期間は、認定日から更新申請までの期間を基本とします。
- ④ 制度の開始は理事会で承認を受けた2016年2月14日とし、この日以降に発生した実績について申請できるものとします。つまり、第3回認定審査以降に認定を受けられている方々は期間が短くなることとなりますが、従来の更新方法より選択肢を増やし制度の整合性を保つための必要な処置であり、何卒ご理解のほどよろしく願います。

2. 学会・研修会への参加日および査読について

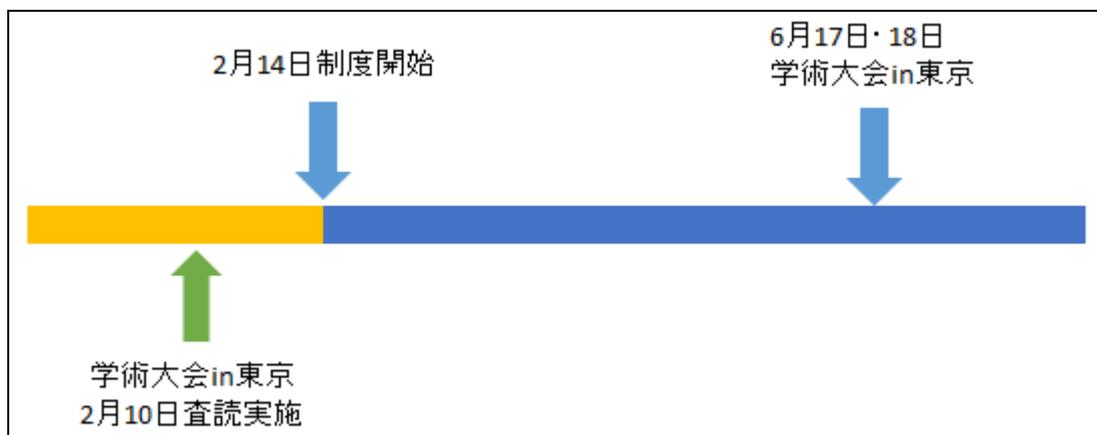
- ① 研修会、学会参加の起点日は研修会の最終日となります。
- ② 研修会は当日資料又は、参加費の領収証の写しをもって証明書類とします。
（領収証の場合、参加した研修会の開催日が起点日となります。複数日にわたる場合その旨明記してください。）

- ③ 学会への参加は主に参加証の写しをもって証明書類とします。
その他、参加者名簿や参加費の領収書の写しも証明書類として受理します。
- ④ 学会査読ポイントの起点日は、その学会の開催最終日となります。
- ⑤ 認定審査・査読ポイントの起点日は、査読審査票締め切り日となります。
- ⑥ 査読に関するポイントは査読審査票の写しが証明書類となります。なお、保存の際には演題番号及び匿名化番号、タイトル、コメント欄を隠してコピーを取ったものを保存してください。
- ⑦ 事前の案内がなかった2016年6月開催の当協会学術大会 in 東京における査読実績については、更新申請時に申告いただくことで大会事務局への照会が可能なため証明書類は不要です。

参考

1. 査読実施日の考え方：

査読は実施する日が、該当する学会や認定審査で異なります。よって学会の場合は、開催期間の最終日を起点日として考えます。また、認定審査の場合は、査読締め切り日が起点日となります。その起点日が制度開始以降で認定期間中であれば、申請することが可能です。

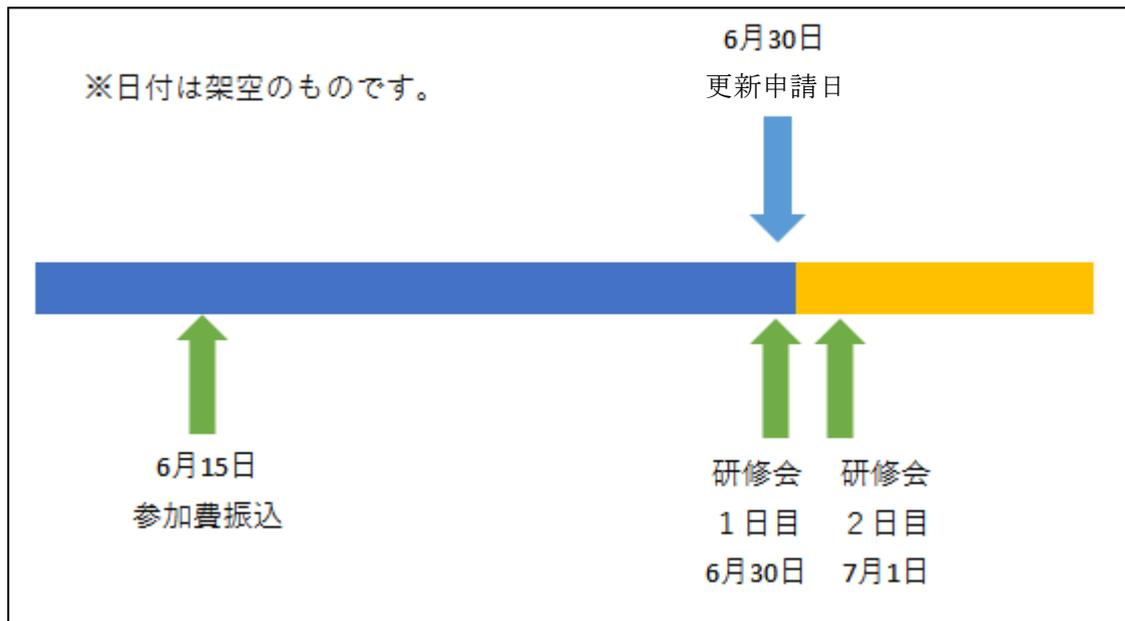


2. 本協会が主催する研修会の考え方：

研修会の参加ポイントは、当日資料か参加費納入の際の領収書が証明書類として提出できます。また、ポイントが発生する起点となる日は、対象となる研修会の最終日となります。

例えば、下記のように【更新要件とポイント】*のポイント表に示されている【3-4 本協会が主催（共催）する研修会（2日以上：5ポイント）】で申請する場合、申請する日までに研修が修了していなければ、申請できません。（2016/8/18 修正）ただし、更新されて新たな認定期間の中で申請することは可能です。

なお、下記のような数日間に及ぶ研修会を【3-5 本協会が主催（共催）する研修会（1日：3ポイント）】*にて分割申請することはできません。



(2016/8/18 修正)

※：当協会ホームページ【認定訪問療法士のご案内】において要綱の欄に掲載されている【更新要件とポイント】を参照のこと

その他

Q：更新の申請期間に必要な書類を提出できなかった場合には、認定訪問療法士の資格は無効になると思いますが、再度資格を取得する方法はありますか？

A：そのとおりです。再度認定を受けるためには「認定基礎研修会」から受講する必要があります。

※認定訪問療法士 要綱 認定申請要件 第7条

※認定訪問療法士 要綱 細則 認定の取り消し要件 第7条

2016年5月6日 更新

2016年8月9日 更新（内容の変更無し、更新箇所はレイアウト及び文字と年数の修正）

2016年8月18日 更新

2017年10月31日 更新（和暦表示を西暦表示に変更、内容修正・加筆箇所を赤字で掲載）

2017年12月21日 更新（後援研修会等に関する表記を修正）